

* * * 胚の保存期限の更新と廃棄のご案内 * * *

○胚の保存期限の更新

凍結した胚の保存期限を更新する場合は、手続き受付期間内に更新の手続きが必要です。

保険と自費で更新料が異なりますのでご確認ください。

保険での更新対象者は保険適用での治療のために通院中の方になります。

<更新料>

保険（3割負担）：10,500円/年

自費（10割負担+税）：38,500円/年

<手続き方法>

保険：「胚の保存期限の更新 申込書」に記入日と必要事項をご記入の上、診察室にて提出、会計時に更新料をお支払いください。

自費：「胚の保存期限の更新 申込書」に記入日と必要事項をご記入の上、以下のどちらかの方法で更新料のお支払いと併せてご提出ください。

①現金書留にて更新料と申込書を併せて郵送

※手続き受付期限必着となります。期限より余裕をもってお申し込みください。

②当院受付にて更新料のお支払いと申込書の提出

※必ず予約が必要となります。

※お支払いから領収書の発行までにお待ちいただくことがございます。

【郵送先】

〒001-0023

札幌市北区北23条西3丁目2-37 第2北進建鉄ビル2階

さっぽろARTクリニックn24 宛

<注意事項>

- ・手続きの受付期間は、凍結期限から4週間後までです。
- ・凍結周期ごとにお手続きが必要です。
- ・必ずご本人が直筆で署名をお願いいたします。ご本人以外の方がご本人の了解なく署名されますと、刑事罰を受けることがあります。ご本人の署名でないことが疑われる場合、書類を再提出していただく場合があります。
- ・書類、更新料の受領をもって、更新手続きを開始いたします。
おおむね2週間以内に申込書に記載されたご住所へ普通郵便にて受領の書類をお送りします。書類が届かない場合はお問い合わせをお願いいたします。
- ・ご夫婦が離婚あるいはどちらか一方が死亡された場合は、更新できません。3ヵ月以内に当院に連絡をお願いいたします。

○胚の手続き受付期間終了と廃棄

- ・保存期限を終了するための特別な手続きは必要ありません。

胚は手続き受付期間終了後に廃棄されます。廃棄とは、今後胚移植をする予定のない凍結した胚を当院で処分することです。その場合、一部の胚については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法等への研究や、手技の修練等への使用後に廃棄する場合があります。

ご不明な点がございましたら、当院検査室宛にお電話ください。[TEL 011-792-6691]

患者さまの大切な凍結物のお手続きです。お手数ですがご記入後に再度ご確認をお願いいたします。